

令和2年4月10日

北名古屋市シルバー人材センター事務局

お知らせ及びお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市施設である本部・東支所（喫茶あけぼの含む）・ふれあいの家・憩いの家とくしげは3月に引き続き4月末まで、休館の予定です。このため施設内作業所での就業、クラブや互助会の活動、他団体の利用、ヘルストロン利用などできません。

また、休館中の他市施設での就業会員さんには、就業休止となっておりますが、ご理解ご協力をお願いします。

すでに、予定していた会議などは、今後開催の日時や場所、方法を変更する場合がありますが、該当会員さんには、それぞれ通知をします。ご確認をお願いします。

■会議等

○4月22日（水） 第1回監査を本部で開催の予定です。令和元年度中における会計業務、ならびに業務全般にわたる執行状況について監査を受けます。

○4月23日（木） 第1回理事会を開催の予定です。議題は、①令和元年度事業報告、②令和元年度一般会計収支決算、ならびに協議報告事項など討議されます。

◇ 令和2年度 年会費の納付について ◇

年会費2,000円を4月または5月振込みの配分金から引き落としをします。
（互助会費控除と同じ方法です。）

ゴールド会員（4月1日現在、80歳以上で、「元年度」就業についていない会員、
85歳以上全員）は、年会費500円です。

3月・4月に未就業で配分金から引き落としができない方には、書面で通知しますので、現金でお支払い頂きます。

- 目標
- ① 『楽しいシルバーをつくりましょう』
 - ② 『発注者に喜ばれる仕事をしましょう』

☆事務局人事異動のお知らせ☆

4月1日付 市派遣 本部 大西 清

ゴールデンウィークの事務局業務

4月分の就業報告書は、4月30日(木)までに事務局へ提出してください。間に合わない場合は、翌日5月1日(金)必着でお願いします。

令和2年1月～3月に発生した事故は0件でした

令和2年4月1日から、会員就業基準および規約の一部改正されました。

以下、その内容です。

就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、事故の抑止を図るために、会員は賠償額の10%を負担(ペナルティ)するものとし、その限度額は、10,000円とする。

賠償責任保険・自動車賠償保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

シルバーの就業については、シルバー賠償責任保険・団体傷害保険・自動車保険をかけていますが、就業中・途上の事故で、保険が適用されない場合は、原因者の会員に責任を負っていただきます。

十分ご注意ください。

☆3月の事業状況☆

1. 会員動向 [3月の入会者 3人:退会者 12人]

男性	404人	女性	334人	合計	738人
----	------	----	------	----	------

2. 配分金額(単位:千円)

	当月	前年同月	増減
事業所	5,669	7,791	△ 2,122
公共	6,131	8,738	△ 2,607
一般家庭	4,353	3,960	393
独自事業	202	344	△ 142
合計	16,355	20,833	△ 4,478

3. 受注件数(単位:件)

当月	前年同月
38	38
15	14
251	242
3	9
307	303

就業中の事故・就業途上の交通事故に気をつけましょう。